

新型コロナウイルス感染症が感染拡大しています

自分を、そして大切な人を守る行動を

☎健康増進センター ☎049-252-3771

緊急事態宣言の再発令を受けて



市長のメッセージは動画でも見られます。

市民の皆様には、日ごろから新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策にご協力くださり、心から感謝申し上げます。

1月7日に政府が1都3県を対象区域とした緊急事態宣言を再び発令し、県では緊急事態措置が実施され、1月8日から2月7日までの間、不要不急の外出の自粛、特に午後8時以降の不要不急の外出自粛などが要請されました。全国的に第3波の感染拡大の勢いはいまだ衰えておらず、本市においても感染者が増え続けています。

市では新型コロナウイルス感染症対策本部会議を随時開催し、感染拡大防止対策に取り組んでおります。

また、私は昨年末に近隣でPCR検査を行っている埼玉県指定診療・検査医療機関の指定病院の院長に

お会いしました。意見交換の中で院長が「マスクの着用はワクチン接種に匹敵する効果がある」と話された言葉が心に残りました。

現在、市では新型コロナウイルスワクチン接種に向けた準備を進めておりますが、接種対象者全員の接種を終えるには時間がかかります。そのため、市民の皆様、一人ひとりが「感染拡大をさせない」という意識をもって、午後8時以降の不要不急の外出自粛とともに、マスクを正しく着用し、咳エチケット、3密の回避などの基本的な感染拡大防止対策の徹底について改めてお願いいたします。

令和3年1月8日

音頭長 星野光弘

市民および事業者の皆様へのお願い



■不要不急の外出自粛(2月7日(日)まで)
特に午後8時以降の不要不急の外出自粛



■すべての飲食店に営業時間の短縮要請
要請期限/2月7日(日)
営業時間/午前5時～午後8時



■公共施設(屋内)の休館(2月7日(日)まで)
原則休館
すでに予約済みの場合は夜間を除き可



■正しいマスクの着用
家庭に高齢者や基礎疾患のある方がいる場合は、家の中でもマスクを着用しましょう。



■手洗い・手指消毒の実施
さまざまなものに触れることで、手にウイルスが付着する場合があります。



■会食・会合は少人数で
大人数での会食や会合は飛沫による感染の可能性が高まります。食事中も会話の際はマスクを着用しましょう。

そのほか、3密の回避など新しい生活様式の実践をお願いします。

発熱などで感染が心配な場合

発熱などの症状がある場合



県ホームページ「診療・検査医療機関」から連絡先や受付時間などを確認して予約
医師の判断で必要に応じて検査します。



・ホームページが見られない
・近くの「診療・検査医療機関」がわからない



埼玉県受診・相談センターに電話(月～土曜9:00～17:30)
☎048-762-8026 FAX048-816-5801

・一般的な相談
・感染の不安



つながらないときや上記の時間以外は県民サポートセンター(24時間)へ
☎0570-783-770 FAX048-830-4808

ワクチン接種に関することや公共施設の利用、市主催のイベントなどについては、変更となることがあります。随時市ホームページなどでお知らせします。

